

2020年3月5日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全国福祉保育労働組合
中央執行委員長 土田 昭一

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請書

貴職におかれでは、日頃から国民の福祉向上にご尽力いただきしておりますことに感謝申し上げます。

さて、政府は、2月25日に、新型コロナウイルス感染対策の推進に向けた「基本方針」を発表し、「学校等の臨時休業等の適切な実施について都道府県等から設置者等に要請する」としました。さらに、27日に安倍首相が、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業をおこなうよう要請しました。これに伴って、社会福祉事業の施設等では、さまざまな不安と混乱が起きています。

保育所や放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所には、原則として開所することが求められていますが、当該施設の乳幼児や小学生を持つ職員には、職員体制を確保するためには仕事を休むことができないと不安が広がっています。また、放課後児童クラブでは、狭い空間で長時間過ごすことで感染リスクがより高まることも懸念されています。家庭での養育が困難な子どもを受け入れている児童養護施設でも、学校の長期休暇期間と同様の職員体制の確保に苦慮しています。

そのほかの社会福祉施設等でもサービスの提供の継続が求められ、入所施設・居住系サービスでは感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護を、可能な限り担当職員を分けて対応することが求められています。しかし、平常時でも職員体制の確保が困難であるために長時間労働が問題となっている福祉現場で、このような対応が可能であるとは考えられません。

また、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、柔軟な取り扱いが可能とされています。これは、あくまで緊急避難的な措置であり、利用者の命と安全を確保するための最低基準を下回る状態の継続は、命を脅かす事態を招くことになるため、とうてい容認できるものではありません。

さらに、感染症予防に欠かせないマスクや消毒液などの不足が問題となっています。貴省からは、各種衛生用品の国内需給が逼迫している間の当面の措置として、市町村が衛生用品を在庫として備蓄しているものの放出を検討する旨の事務連絡が出されていますが、現状ではほとんどが各事業所の努力に委ねられています。

つきましては、こうした問題を早急に解決するにあたり、まずは学校の一斎休校の撤回を求めます。あわせて、以下について緊急に要請させていただきますので、10日をめどに取りまとめるごとにされている第2弾の緊急対応策や、その後に検討される特別措置法などに反映していただくことを求めます。

なお、この緊急要請については、第2弾の緊急対応策の発表を受けて、あらためてご回答をいただく場を求めさせていただきます。

記

(1) 感染症の予防について

- ①マスク、手指消毒器、防護服等、感染予防の医療資材を福祉施設に配布すること。
- ②職員の感染防止と健康対策を徹底するように、事業所を指導すること。
- ③感染が疑われる利用者・職員については、速やかに医療機関で検査や治療が受けられるように、自治体と連携して地域医療体制を確保すること。

(2) 感染者が出了した場合の対応について

- ①利用者・家族や職員等に感染者が発生した場合の施設での対応について、関係機関との連携も含めガイドラインを示すこと。
- ②国の責任で自治体と連携して施設の消毒等にあたるとともに、すべての利用者・家族と職員を対象に速やかに検査を実施し、安全を確保するための措置を講じること。

(3) 休業や閉所への対応について

- ①感染もしくは感染が疑われる、または、自らの子育てのために勤務できなかつた職員に対して、公費で休業保障をおこなうこと。
- ②休業や子育て中の職員の休暇に伴う代替職員の確保のための措置を講じること。
- ③感染もしくは感染が疑われる、または予防のために利用者が休んだ場合や、事業所を閉所した場合でも、事業所に損失が出ないように、予定されていた報酬や委託費を支給すること。

以上